

NPO 法人札幌盲ろう者福祉協会

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人札幌盲ろう者福祉協会（以下「この法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 この法人に事務局を置く。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、事務局長の他、次に掲げる職員を置くことができる。

(1) 事務局員

(2) ボランティアスタッフ

2 前項以外の職制を定める場合は、会長の承認を得なければならない。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、会長がその職務を代行する。又は会長より命を受けた役職員が業務を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、会長が行う。

2 職員の職務は、会長が指定する。

第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を

受けて施行する。ただし、重要な事務は、会長又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 会長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2024年6月1日から施行する。(2024年5月27日理事会決議)